平成２６年1月３１日

各　　位

会　社　名　　株 式 会 社 き ん で ん
代 表 者 名　　取締役社長　前 田　幸 一
（コード番号　　１９４４　　東証第１部）
問 合 せ 先　　総務法務部長　小 林　　孝
（ Ｔ Ｅ Ｌ　　０６－６３７５－６０００）

# 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 24 年 11 月 27 日に関西電力株式会社が発注する架空送電工事の取引に関して、また、平成 25 年 3 月 13 日に同社が発注する地中送電工事の取引に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、平成 26 年 1 月 31 日に同委員会から、下記のとおり排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

お客様、株主様をはじめ関係の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この度の命令を厳粛に受け止め、二度とこのような事態を招かぬようさらなるコンプライアンス体制の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。

記

１．排除措置命令の概要

(1) 架空送電工事

関西電力株式会社が発注する架空送電工事の取引に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

(2) 地中送電工事

該当ありません。

２．課徴金納付命令の概要

| | 納付すべき課徴金の額 | 納付期限 |
|---|---|---|
| 架空送電工事 | 2 億 4,008 万円 | 平成 26 年 5 月 1 日 |
| 地中送電工事 | 2 億 3,143 万円 | |
| 合　　計 | 4 億 7,151 万円 | |

３．役員報酬の一部返上

信頼回復に向けて再発防止に取り組む姿勢をより明確にするため、代表取締役 5 名は月額報酬の 30%を、その他の取締役 8 名は月額報酬の 10%をそれぞれ 3 ヶ月間返上させて頂くことといたしました。

４．業績への影響

上記課徴金相当額につきましては、本日発表の平成 26 年 3 月期第 3 四半期決算において、特別損失として費用計上しておりますが、これによる業績への影響は軽微であります。

なお、本件に伴い、指名停止措置及び営業停止処分等を受けた場合には、今後の連結業績及び個別業績に影響を及ぼす可能性があります。

以　上